

平成19年度
第3回兵庫県都市計画審議会

平成20年2月12日(火)

パレス神戸 2階大会議室

開 会 午後2時00分

議長 それでは、平成19年度第3回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、平成19年度第3回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、忙しい中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年度の国の概算要求を見ますと、新規施策といたしまして、「歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりの推進」がありますが、これは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(仮称)」(一般には「歴史まちづくり法」と呼ぶように思います)に基づいて、歴史的風致形成建築物の復元、修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する施策であり、失われつつある貴重な歴史的資産の保存・活用を通じ、魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図るというものであります。

私にとって町並み保存も仕事の1つでございますが、かつては文化財保護法による町並み保存ということで、なかなか難しいものがございました。しかし、兵庫県には、すばらしい歴史的風致を残した地域が非常にたくさん現在残っております。文部科学省、文化庁が主管ですけれども、それと国土交通省及び農林水産省共管のこういう新しい法律ができますことによって、すばらしい景観、すばらしい県土を後世に残していく非常にいいきっかけができたのではないかと、大変喜んでおります。

また、国では、地域の主体性、地域からの発案、国と地域の連携を重視した国土づくり、地域づくりに関する施策の実施に向けて、多様な関係団体の参加のもとに国土施策創発調査を行っており、この調査の1つとして、平成大合併で誕生した広域基礎自治体のまちづくりの取組状況や課題等をフォローアップし、地域住民やNPO等が新しいまちづくりへの意識や価値観を醸成・共有化する方法等を検討することや、新しいまちづくりの指針・目標としての村格、と国では言っておりますが、兵庫県では村がありませんので町格と読み替えるべきでしょうけれども、町格や都市格の概念等を具体化し、合併後の自治体における「郷土への誇りを育てるまちづくり」の実践モデル構築のための調査が、昨年11月から進められております。

兵庫県でも、銀山・生野のまちと姫路の港を結ぶ日本初の高速度産業道路であります「銀の馬車道」を播磨地域の南北交通のシンボルとして掲げ、地域住民を交えたイベント等を開催し、豊かな自然と歴史、文化を多くの人々に知ってもらい地域づくりの取組が行われております。今後、各地域で、こうした歴史的資産を保存・活用する魅力的なまちづくりの施策が、国の施策とも連携して推進されていくことに期待していきたいと思っております。

さて、本日の案件は、2月5日に事務局から事前説明がありました「東播都市計画道路の変更」案件をはじめとする全部で4件の議題でございます。この後、お手元の議案書に基づき、議事を進めてまいりたいと

存じますが、どうか十分な審議を賜りますようお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして審議を賜りたいと存じます。なお、審議の中でご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。

まず、第1号議案、三木市に係ります東播都市計画道路の変更(3.4.222号広野吉田線の変更)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案、東播都市計画道路、広野吉田線の変更についてご説明いたします。議案書は3から6ページ、議案位置図は1から2ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

今回、変更を行いますのは、広野吉田線のうち、神戸三木線との交差点から北方向の約200メートルの区間でございます。本区間は、平成16年12月に当審議会から答申をいただきました「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」に基づき、三木市とともに作業を進め、平成17年10月の当審議会で廃止に向けて検討を進める区間として報告を行い、同年11月1日に公表した区間でございます。公表の後、説明会等を開催し、合意形成を図った上で、都市計画変更の手続きを進めてまいりました。

広野吉田線は、三木市志染町広野2丁目を起点とし、三木市志染町吉田字丸山に至る延長約1,550メートルの三木市を南北に貫く幹線街路として、昭和54年に都市計画決定されております。今回の変更区間では、近接して、この広野地区と西神ニュータウン方面を結ぶ幹線道路として、市道高和志染線の整備が進められてきており、平成18年度までに神戸市西区神出地区までの整備が完了しております。

このたびの変更は、都市計画道路としてのネットワークを維持する観点から、整備された代替路線を活用する形で線形を西側に変更することにより、安全で円滑な交通処理を図ろうとするものでございます。

以上の結果、ご覧のとおり、区域を変更いたします。赤色が今回の変更に伴い都市計画道路として追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

本都市計画案をまとめるに当たり、昨年8月12日に住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。また、本案について、11月6日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、去る12月20日に開催された市の都市計画審議会において原案どおり承認されております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問又はご意見ございますでしょうか。

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。第1号議案、東播都市計画道路の変更(3.4.222号広野

吉田線の変更)について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がございませんようですので、第1号議案、東播都市計画道路の変更(3.4.222号広野吉田線の変更)については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて第2号議案、赤穂市に係ります西播都市計画道路の変更(3.5.157号有年駅南線の変更)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、西播都市計画道路、有年駅南線の変更についてご説明いたします。議案書は7から10ページ、議案位置図は3から4ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

JR山陽本線有年駅周辺では、約55ヘクタールの規模で有年土地区画整理事業が計画され、事業が進められているところでございます。平成10年にこの事業が都市計画決定された際に、円滑な交通処理を図るための幹線街路として、国道2号有年線、有年駅南線、有年駅北線の3路線が計画されております。このうち国道2号有年線は、国道2号の現道はこちらにございますが、既成市街地を避けるバイパスとして土地区画整理事業の区域内に計画されたものでございます。さらに、有年駅南線及び有年駅北線に設けられた南北の駅前広場を結び、歩行者等の円滑な交通を確保するための特殊街路として、有年横尾線が計画されております。

今回、変更を行います有年駅南線は、土地区画整理事業の南端から有年駅に至る延長約430メートルの幹線街路で、現在、県道高雄有年横尾線及び野桑有年停車場線として供用されております。

今回の変更は、市決定の路線である特殊街路、有年横尾線の変更に伴うものでございますので、先にその変更内容についてご説明いたします。

従前の計画では、ご覧のとおり、駅前広場から駅コンコースへの移動については、車いすなど階段の利用が困難な方のためのスロープが計画されておりましたが、駅コンコースからホームへの移動については階段しかないというものでございました。その後、平成18年12月に、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー新法」が施行されました。これに伴い、旅客施設の新たな建設や大規模改良を行う際には、旅客施設や公共通路をバリアフリー化することが義務づけられたことから、スロープ勾配をさらに緩やかにするとともに、駅構内におけるバリアフリー対策が必要となりました。

そこで、駅構内と自由通路のバリアフリー化を一体的に進める観点から、駅構内における昇降機能と自由通路の昇降機能を兼ねることが出来るエレベーターを、南北にそれぞれ1機ずつ設けることといたしました。エレベーターの配置との関係で、自由通路の位置を跨線橋寄りに変更するとともに、スロープを廃止し、階段の配置計画を見直したものでございます。

この結果、有年横尾線の区域が、ご覧のとおり変更となります。赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

それでは、県決定路線の有年駅南線の変更についてご説明いたします。

今回の変更は、先ほどご説明いたしました市決定の有年横尾線の区域の変更に伴い、有年駅南線に設けられている駅前広場をこのように変更するものでございます。赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

今回の変更に当たって、ご覧のとおり、駅前広場内のレイアウトについても見直しを行っております。エレベーターに近い位置に身体障害者用の乗降バースを設けるとともに、歩行者の移動空間を多く確保したものとっております。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、昨年8月20日に住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。なお、本案について、11月13日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、市決定の案件につきましては、去る12月19日に開催された赤穂市の都市計画審議会において原案どおり承認され、同日付けで市長へ答申されております。県決定の案件につきましても、併せて原案どおり承認されております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました第2号議案について、ご質問又はご意見がございましたら、お願いいたします。

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。第2号議案、西播都市計画道路の変更(3.5.157号有年駅南線の変更)について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、第2号議案、西播都市計画道路の変更(3.5.157号有年駅南線の変更)については、原案のとおり可決いたします。

続いて第3号議案、上郡町に係ります西播磨高原都市計画公園の変更(6.5.201号木戸口公園の変更)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案、西播磨高原都市計画公園(6.5.201号木戸口公園の変更)についてご説明いたします。議案書は11ページから14ページ、議案位置図は5ページから6ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

木戸口公園は、西播磨科学公園都市内にある面積約38.3ヘクタールの運動公園で、西播磨地域の運動施設の拠点として、昭和63年に都市計画決定されました。その後の経緯といたしましては、平成11年に広域防災拠点として備蓄倉庫が、平成17年にはサッカー場1面などが整備され、すでに供用されております。

今回、変更いたしますのは、公園の区域及び面積でございます。

その理由といたしましては、木戸口公園の周辺において、県立大学附属高校や民間企業などが立地してきております。

これは、公園周辺の土地利用状況をあらわす写真です。兵庫県立大学附属高校、中学校、民間企業が誘致されていることがおわかりいただけると思います。

こういった状況から、木戸口公園では、従来の広域圏から車で来園を中心とした施設配置に加え、近傍から歩いて立ち寄り休息などを行うことができる機能を付加するものとして、県道に面した入口付近に新たに広場を設けることとし、その区域を拡大します。そのほか、公園に隣接する開発用地の造成地盤高さの変更に伴う公園法面の拡大・縮小により、併せて区域の整正を行います。

図面中の赤色部分が追加、黄色部分が削除、緑色の部分が変更のない区域でございます。その結果、公園の面積は、約38.3ヘクタールから0.4ヘクタール増加し、約38.7ヘクタールとなります。

続いて、ご参考までに、木戸口公園の整備計画、施設の配置計画についてご説明いたします。

冒頭でご説明いたしました、サッカー場1面や備蓄倉庫、エントランスがすでに完成しております。将来的には、今回新たに追加する入口広場のほか、サッカー場をもう1面と、そのほかキャンプ場や多目的広場などが計画されております。

次に、スクリーンには公園の状況写真をお示ししております。左が供用済施設を中心に上空から写した写真、右が県道からエントランス周辺を写した写真でございます。

なお、これらの施設の管理者は、周辺市町から構成されました播磨高原広域事務組合となっております。

最後に、本計画をまとめるに当たり、上郡町において住民説明会を開催し、本日と同様の説明をいたしております。また、本案については、昨年12月11日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、去る1月9日に、上郡町都市計画審議会が開催され、原案のとおり承認されております。

以上、第3号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました第3号議案につきまして、ご質問又はご意見ございますでしょうか。

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。第3号議案、西播磨高原都市計画公園の変更(6.5.201号木戸口公園の変更)については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第3号議案、西播磨高原都市計画公園の変更(6.5.201号木戸口公園の変更)については、原案のとおり可決いたします。

続いて第4号議案、養父市に係ります八鹿都市計画道路の変更（3.6.302号八鹿環状線ほか1路線の変更）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案、八鹿都市計画道路、八鹿環状線ほか1路線の変更についてご説明いたします。議案書は15から18ページ、議案位置図は7から8ページでございます。

今回、変更を行いますのは、八鹿環状線、扇町宮町線の2路線でございます。

八鹿環状線の変更は、第1号議案と同様、養父市とともに都市計画道路網の見直し作業を進めた結果、廃止に向けて検討を進める区間として、平成17年11月1日に公表した区間でございます。公表の後、説明会等を開催し、合意形成を図った上で、都市計画変更の手続を進めてまいりました。

前面スクリーンをご覧ください。八鹿環状線は、昭和32年に都市計画決定された路線を統合し、昭和52年に延長約2,100メートルの市街地を取り巻く環状道路の一部として都市計画決定されており、現在、県道八鹿停車場線、日影養父線などとして供用されております。

八鹿環状線のうち、未整備である諏訪神社下から小佐口間、約1,000メートルの区間については、明治後期から昭和初期にかけて建てられた町家など、旧街道沿いの町並みを保存する方向にまちづくりの方針が転換され、平成16年に歴史的景観形成地区に指定されたところでございます。さらに、八木川右岸に京口堤防線が整備され、関連交通は円滑に処理されており、当区間においては西行き一方通行で供用されていることなどを踏まえ、本区間の幅員を1車線の現況幅員に変更するものでございます。

ご覧のとおり、市街地の周辺において円滑な交通処理が行われていることから、安心して歩行できる静かな交通環境となっております。自動車についても、このような感じでスムーズに流れております。また、かつての商家の象徴でもあるうだつのある伝統的な建物などが残り、街道の風情を今に伝えておりますが、この町並みの中に2車線の道路を整備しようとするのがこれまでの計画でございました。

そこで、前面スクリーンのとおり、区域を変更いたします。赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。この八鹿環状線の幅員変更に伴い、扇町宮町線の終点位置を北側へ変更いたします。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、昨年8月2日に住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。また、本案について10月9日から2週間の縦覧に供しましたところ、1通の意見書が提出されました。

意見書の要旨は、お手元にお配りしております資料1に記載しております。その趣旨は、大きく2点でございます。1車線の現況幅員に変更する今回の変更区間を市道に振り替えるべきである、これに合わせて県道日影養父線、宮津養父線の経路を変更すべきであるというものでございます。

詳細については前面スクリーンを使ってご説明いたしますが、その前に、まず養父市八鹿町八鹿地区の市

街地周辺の国道並びに主な県道についてご説明いたします。

お示しておりますように、国道9号は、八鹿バイパスが完成し、現在では市街地を避けるルートで供用されております。また、国道312号が丸山川左岸側を南北に走っております。

主な県道についてですが、丸山川の右岸側には宮津市に至る路線である宮津養父線がございます。また、養父穴栗線は、国道9号との交差点を起点に、穴栗市山崎町に至る路線でございます。八鹿停車場線は、八鹿駅を起点に、今回の変更区間の東側半分を通り、養父穴栗線と交差する中野交差点に至る路線でございます。日影養父線については、香美町村岡区日影の国道9号を起点に、八鹿停車場線との交差点に至る路線ですが、現在のところ、養父市と香美町が接する山間部の区間は通行不能でございます。なお、今回の変更区間の西側半分は、この日影養父線として供用されております。

以上のとおり、八鹿の市街地周辺には国道2路線と県道4路線が現在供用されており、さらにこれらを補完する市道とともに、円滑な交通処理が図られているところでございます。

意見書は、2車線から1車線の現況幅員に変更する区間を市道に切り換えるとともに、県道日影養父線と宮津養父線の経路を以下のように変更すべきであるとするものでございます。

県道日影養父線については、変更区間西端の小佐口交差点から市道沖田猿山線全線、県道養父穴栗線のうち沖田東交差点から中野交差点の間、市道宮越諏訪線全線、県道八鹿停車場線の諏訪町から八鹿駅の間、市道駅前1号線全線、市道駅前線の市道駅前1号線との交差点から国道312号交差点までとすべきである。

県道宮津養父線については、市道駅前線の国道312号交差点から市道駅前1号線との交差点の間、県道八鹿停車場線の八鹿駅から諏訪町の間、市道宮越諏訪町線の諏訪町から市道京口堤防線との交差点の間、市道京口堤防線全線、市道養父穴栗線天子交差点から現在工事中の市道八鹿朝倉線と、天子8号線を経て国道9号朝倉交差点までとすべきであるというご意見でございます。

このご意見に対する考え方でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、八鹿環状線は、市街地を取り巻く環状道路の一部として計画されたものでございますが、八木川右岸に京口堤防線が整備されたことに伴い、関連交通は円滑に処理されております。また、平成16年3月には、変更区間沿線の周辺区域が養父市八鹿町八鹿地区歴史的景観形成地区に指定され、旧街道沿いの町並み、山、川が調和した景観形成へと新しいまちづくりが進められているところでございます。

このような状況を踏まえると、円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成といった幹線街路に求められる機能に支障を来すものではないことから、今回、未整備区間について道路の区域を現況幅員に変更するものでございます。

なお、この意見は、道路法に基づく道路の路線認定に関するもので、今回の都市計画の変更内容に直接関連するものではないと考えております。

去る1月24日に養父市の都市計画審議会が開催され、原案どおり承認されております。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から第4号議案及びそれに対する意見書、さらに当局の考え方についてご説明がございました。ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

ご質問がないようでございますので、お諮りいたします。第4号議案、八鹿都市計画道路の変更(3.6.302号八鹿環状線ほか1路線の変更)については、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第4号議案、八鹿都市計画道路の変更(3.6.302号八鹿環状線ほか1路線の変更)については、原案のとおり可決いたします。

県決定の都市計画案件につきましては、以上のとおりでございます。この結果は、直ちに知事あてに答申することといたします。

次に、報告事項がございますので、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 1点、報告事項がございます。冒頭の議長のごあいさつでもございましたけれども、歴史的資産を活用するまちづくりに関する国の来年度の新規施策といたしまして、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」が、現在、国会で審議中でございます。都市計画とも密接に関連してまいりますので、ご参考までに、その概要について担当からご説明させていただきます。

事務局 それでは、ご説明いたします。お手元に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案の概要」と題した資料をお配りしておりますので、ご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。法律の概要が中段に記載されております。今回の法案は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省の3省の共管となっております。概要、主務大臣(これら3省の大臣)による基本方針の策定、市町村による歴史的風致維持向上計画の作成と主務大臣による認定、認定を受けた計画に基づく措置、歴史的風致維持向上地区計画制度の創設が主な内容となっております。詳細について、順次説明してまいります。

資料3ページをご覧ください。この上段には、法案の趣旨がまとめられております。国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致を次世代へ継承することを目的とし、国が市町村の取組を支援するため制定しようとするものでございます。

下の段には、今回の法案の必要性がまとめられております。歴史的な資源が失われつつある現状を踏まえ、改めて文化財行政とまちづくり行政の協働のもとに、歴史まちづくりを進める必要があるというものでございます。

4ページをご覧ください。ここに今回の制度の流れがまとめられております。まず、文化財行政を担当し

ます文部科学省と、まちづくり行政を担当する農林水産省と国土交通省が共同して、「歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」を策定します。ここで農林水産省が入っておりますのは、後ほど説明いたしますが、歴史的資産に農業用水路や水門等も含まれるからと想定されます。次に、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を策定します。この策定区域は、市町村の区域全域となりますが、その区域の中で歴史まちづくりを特に重点的に進める区域を重点区域として定めます。

5ページの上段のイメージ図をご覧ください。これによりますと、1つの市町村に複数の重点区域を定めることも想定されているようです。

その下のイメージ図をご覧ください。先ほど申し上げました重点区域の要件としまして、コアとなる国指定文化財等が含まれている必要があります。このイメージ図で言いますと、で示された城址・城郭及び庭園がそれに当たります。重要文化財、重要有形民俗文化財もしくは史跡名勝天然記念物として指定された建造物、又は重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる重要伝建地区であることが要件とされております。また、重点区域内の建造物で保全する必要があるものを、歴史的風致形成建造物として指定することができます。このイメージ図で言いますと、図面左側にあります町並み等の建造物がそれに当たります。

4ページに戻っていただきますが、市町村が計画を策定した後、関係3省が共同で認定します。その効果としまして、広告物や都市公園の管理権限を市町村に委任することができるとともに、ここには記載されておりませんが、重要文化財等に関する現状変更の許可等を市町村の教育委員会が行うことができるようになります。これ以外にも、この認定制度と連携する形で、認定計画で指定する歴史的風致形成建造物の増改築等に関する届出催告制度や、農用地区域内の開発許可基準に歴史的な水路・水門等を保全するための特例の追加、住宅地の規制のままで歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度の創設、電線共同溝を整備できる道路の範囲の拡大といった関連制度の拡充が併せて行われます。また、事業面におきまして、新規事業の創設と既存事業の拡充が行われます。

6ページをご覧ください。関連事業の一覧が示されております。このうち新たに創設されるのが、歴史的環境形成総合支援事業です。ページの下段にありますように、対象区域は、市町村が策定する認定計画に定める重点区域とされております。事業主体は、市町村を中心としておりまして、補助率は、コア事業で2分の1、附帯事業で3分の1以内とされております。ここで言うコア事業とは、認定計画で指定する歴史的風致形成建造物の保全に関する工事で、附帯事業とは、その周辺の施設の整備やソフト事業とされております。

7ページをご覧ください。ここには既存の事業の拡充内容が示されております。国の認定を受けました「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する事業であることが共通の要件となります。先ほどの新規事業と異なりまして、重点区域に絞り込む要件はないようです。

拡充される事業は下記のとおりですが、主なものを説明しますと、都市公園事業として城址等の復元整備を補助対象に追加する。まちづくり交付金の事業メニューとして、古都及び緑地の保全、電柱電線の移設等を追加するといった内容になっております。

次に、8ページをご覧ください。ここには、今回新たに創設されます「歴史的風致維持向上地区計画」の概要を示しております。

対象区域は、用途地域が定められている区域となっております。これまで説明しました市町村が策定する「歴史的風致維持向上計画」、いわゆる認定計画とは直接リンクしておりませんので、認定計画がなくとも、用途地域が定められている区域であれば、必要に応じて定めることができるようになっているようです。

次に、地区計画の内容ですが、特徴となるのは、土地利用に関する基本方針を定めることです。その基本方針に定めることができる事項として、歴史的風致の維持及び向上のため整備すべき建築物等の用途及び規模がございまして、具体には、伝統的な特産物の店舗や製造工場、飲食店、その他地域の工芸品等の展示場等について、用途や規模を定めることができます。歴史的な環境を有する地区が住宅地であって、都市計画の用途地域で住居専用地域が指定されておりますと、店舗や工場が建設できない場合が想定されますが、この基本方針に用途を緩和しても支障がない建築物を示すことで建築基準法の許可の根拠となりまして、用途制限の特例許可を受けることができることとなります。

以下、項目の4には、地区整備計画に定めることができる事項が記載されております。用途の緩和だけではなく、これらの項目について、一般の地区計画と同様に制限の強化を併せて行うことが可能です。このほかにも、前面道路の幅員による高さ制限、いわゆる道路斜線制限についての緩和措置も組み込まれると聞いております。都市計画法の改正に合わせまして、建築基準法についても所要の改正が行われます。

次に、10ページをご覧ください。参考までに、ここには県下の歴史的景観形成地区の主なものを示しております。県又は市町の景観形成に関する条例に基づき指定されている地区から歴史的な景観を形成する地区を抽出したものです。本県は、全国でも先進的に景観行政を進めておりまして、先ほど議案説明の中でも話題になりました養父市の八鹿地区や神戸市の北野町山本通地域、姫路市の大手前通り地区等、さまざまな地区で歴史的資源を生かした景観形成が進められております。なお、これらの地区のうち、景観法に基づく景観行政団体でございます神戸市、姫路市、伊丹市におかれましては、同法に基づく景観計画区域としている地区もあると聞いております。

12ページをご覧ください。ここには、まちづくりの総合的な支援事業であるまちづくり交付金制度を活用して県下で歴史的な資源を活用したまちづくりを進めている地区の一覧を示しております。まちづくり交付金の採択地区数は、全国でも2番目と数多く実施しておりまして、姫路城周辺地区や温泉町湯地区、玄武

洞・コウノトリの郷公園地区など、こちらもさまざまな地区で歴史的資源を生かしたまちづくりが進められております。

本県では、すでに取組を始めているこれらの地区をベースにしまして、このたびの法改正により創設あるいは拡充される制度や事業の活用も含めまして、歴史的資産を活かしたまちづくりをより一層推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

議長 ただいまは報告事項ですが、非常に画期的な内容を含んでいると思います。ご質問等ございましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

3番 わかったら結構ですので、細かいことを聞きます。7ページの都市公園事業の2つ目、公園管理者以外の地方公共団体及び歴史的風致維持向上支援法人（仮称）と書いていますが、ここについて、もしイメージがあたりでしたらお聞かせください。

事務局 法文を読み直すぐらいの話しかできないのですが、歴史的風致維持向上支援法人として、市町村が主体となりまして、一般の社団法人もしくは財団法人、又は特定非営利活動法人ということを条件に、歴史的風致維持向上を支援することができるものと認められるものを新たに指定できるという制度が、今回の法律の中に含まれているということでございます。

20番 支援事業の創設の中で国費が7億3,000万、予算案として上げられていますけれども、今、ご承知のとおり財政事情が県下各市町とも大変厳しい中で、手を挙げる市町があるのかなと思議に思っているのですが、見解はどうでしょうか。当然あるからこういう法律案を作成するということなのか、それともこの法律案をつくってそういう事業を進めていこうというのか、どちらに重きを置いて進むのかなという疑問があるんですけどね。

事務局 まず、国の法律ですので、国の施策として進められているというのが現状でございます、ご存じのとおり、予算の関連法案として慎重に審議されているという状況でございます。

近畿地方整備局レベルでは、近畿圏には奈良、京都をはじめとして古都がございますので、特に力を入れたいという話が整備局のほうから聞こえてまいります。

次に、本県に関してですが、先ほど重点区域の要件としてご説明させていただきましたが、その1つとして重要伝建地区に指定されている区域がまず代表選手であるかなと思っております、すでに指定されている地区が3地区ございます。神戸市の北野山本通地区、篠山の城下町地区、出石の城下町地区の3カ所がその地区に指定されており、景観形成地区の取組もしておられますので、先導地区になっていくのではないかなという印象を持っております。

20番 今、よく事情を承知しておられる県のほうの説明があったのですが、北野山本と篠山、出石が一応そういう地区指定を受けているから進めるだろうということで、個々には2分の1の支援事業があったとし

ても、それでその3地区が持つかないというのはどうなんですかね。

事務局 これは新しい制度ですので、まず情報がそんなに入っていないのをご了解ください。国が事前調査をされて、事実を客観的に申しますと、その3地区のうち篠山城下町が若干興味を示されて、国のほうとやり取りをされたということぐらいしか、今の動きはございません。

20番 大体わかりました。本来なら、こういうことを法律制定、事業推進する場合は、各県の考え方、市町の考え方をまとめて、お互いに連携をとりながらやっていくのだと思うのですが、今の情報では「だろう」という話ですが、もし法律が決まったのであれば、逆に市町の負担にならないように、自発的に進めていかれるように希望します。以上です。

議長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見等ございましたら、お願いいたします。

この法律は、今、国会でもめておりますので、なかなか法律化していませんけれども、議決されれば法律になるということでございます。しかし、兵庫県もいずれ近いうちに元気になってもらわないと困りますので、そうすると候補はいっぱいありますし、私が直接関係しています姫路城の周辺なんか、かなりやれる範囲ではないかと思えます。例えば姫路城の修理は、今の試算では、平成22年から5年間ぐらいで大体28億。これは県は一切おつき合いいただけないということでございます。国と姫路市ということでありまして、監理団体が姫路市だから県は知らんということで、これは県にご迷惑をかけないのでありますけれども、せっかくなら、これに合わせて何らかのこういう制度を使って整備をさらに進めていくことができるのではないかなと、私は密かに期待をしております。

ほかにご質問等がないようですので、これで平成19年度第3回の審議会を閉会いたします。熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉 会 午後2時55分

**平成19年度第3回兵庫県都市計画審議会
出席委員名簿**

日 時：平成20年2月12日 午後2時～午後2時55分
場 所：パレス神戸（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	多 淵 敏 樹	神戸大学名誉教授	会 長
	中 瀬 勲	兵庫県立大学教授	
	原 口 和 夫	兵庫県道路公社理事長	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	牧 野 松 代	兵庫県立大学教授	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	齊 藤 昭	農林水産省近畿農政局長	代 理
	久 貝 卓	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	布 村 明 彦	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	各 務 正 人	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	太 田 裕 之	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	首 藤 正 弘	太子町長（兵庫県町村会）	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	五 島 たけし		
	原 吉 三		
	西 野 将 俊		
	新 原 秀 人		
	井 戸 まさえ		
	竹 内 英 明		
	岸本 かずなお		
	新 町 みちよ		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	和 田 有一朗		
	前 島 浩 一	神戸市会議長	
	吉 井 稔	養父市議会議長（兵庫県市議会議長会）	